

手続き一覧（栄養士養成施設の指定、内容変更承認等について 1）

区分	新規指定	内容変更承認
1 内容	新規指定 ※設置者を変更する場合には、旧設置者について廃止の手続がとられ、新設置者について新たな指定が行わなければならないため留意すること。	① 学生又は生徒の定員 ② 同時に授業を行う学生又は生徒の数 ③ 修業年限 ④ 教育内容ごとの単位数及び履修方法※4
2 根拠法令	法第 2 条第 1 項、令第 9 条及び第 10 条 施行規則第 8 条 ※指導要領第 4 の 2	令第 9 条及び第 12 条 施行規則第 12 条
3 手続き	所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣※1 に申請 都道府県知事は必要な意見を付し提出	所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣※1 に申請 都道府県知事は必要な意見を付し提出
4 提出期限	指定を受けようとする年度の前年度の 9 月 30 日まで	1 の①、③は変更しようとする年度の前年度の 9 月 30 日まで 1 の②、④は変更しようとする日の 2 か月前まで
5 提出書類	（1）施行規則第 8 条に規定する申請書 ・（養成施設の）名称、所在地 ・指定を受けようとする年度 ・設置者の代表者の氏名及び住所 （法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） ・長の氏名及び住所 ・修業年限及び教育課程※2 ・教員の氏名、職名、担当科目及び専任又は兼任の別 ・学生又は生徒の定員※3 及び同時に授業を行う学生又は生徒の数 ・校地及び校舎の配置及び面積 ・校舎の各室の用途、構造及び面積 ・機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数 ・実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地 ・設置者の資産状況及び経営の方法 ・指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算 （2）添付書類 ・設置者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為又は条例） ・長の履歴書 ・教員の履歴書 ・校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図 （3）（1）、（2）を確認するために必要な書類 ・設置趣意書等 ・学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付） ・教員（専・兼）の教育研究業績書 ・助手の履歴書 ・医師、管理栄養士の免許証の写し ・就任承諾書の写し ・校外実習施設の受入承諾書の写し ・時間割	（1）申請書（記載事項） ○：1 の①②の変更に該当する場合は、提出が必要となる書類 ・（養成施設の）名称※5 ・（養成施設の）所在地 ・設置者の代表者氏名（法人にあつては、設置者の名称） ・変更事項（1 の①～④の該当事項） ・変更予定年月日 ・変更理由 ・変更内容 変更内容には、新旧対照表を記載すること。 ①を変更する場合、変更前及び変更後における定員及び学級数を記載すること。 ④を変更する場合、授業概要等を具体的に記載すること。特に、科目を削除する場合は、削除してもそれぞれの教育内容ごとの教育目標を修得できるかの説明を記載すること。 ○・変更後の教員の氏名、担当科目及び 1 週間当り担当授業時間数並びに専任又は兼任の別 ○・変更後の建物及び設備の状況 Ⅰ：栄養士養成施設が使用する専用及び共用の施設を示した平面図、各室の用途 Ⅱ：給食実習室（実習食堂を備えるもの）に備えるべき備品の一覧 Ⅲ：使用する建物・設備に変更がない場合、その旨を記載 ・その他（変更内容の適用年次、在学生への適用など） （2）（1）を確認するために必要な書類 ・学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付） ○・時間割 ○・校外実習施設の受入承諾書の写し（定員増加の場合など必要に応じて）

※1 栄養士養成施設の指定等に関する権限は、地方厚生局（支）長に委任されているため、申請書及び届出の宛先は各地方厚生（支）局長宛とすること。

※2 授業概要（シラバス等）も含む

※3 編入学定員の有無についても記載すること（編入学定員を設ける場合はその人数）。

※4 栄養士養成課程の必修科目（施行規則別表第 1 又は別表第 2）の単位数、履修方法（ i 講義又は演習、実習又は実験の授業形態、 ii 必修・選択必修又は選択の別）及び科目名称の変更が該当（栄養士免許取得に係るため申請が必要。開講年次（時間割）、授業内容の変更については、申請の必要はない）。

※5 養成施設の名称変更を伴う内容変更承認申請については、現名称にて申請をする。なお、名称変更があったときは、1 か月以内にその旨を届け出ること。

手続き一覧（栄養士養成施設の指定、内容変更承認等について 2）

区分	変更の届出	員数の届出	廃止の届出
1 内容	① （養成施設の）名称及び所在地 ② 設置者の代表者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）	① 前年度卒業者の員数 ② 学生又は生徒の現在員数	廃止届出
2 根拠法令	令第 14 条 施行規則第 13 条	令第 13 条	令第 15 条
3 手続き	所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣 [※] に提出	所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣 [※] に提出	所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣 [※] に提出
4 提出期限	変更があった時から 1 か月以内	毎年 7 月末日まで	廃止後すみやかに
5 記載事項	・（養成施設の）名称 ・設置者の代表者の氏名（法人にあっては、設置者の名称） ・変更事項（1 の①、②の該当事項） ・変更時期 ・変更理由 ・変更内容（新旧対照表等。具体的に記入）	・（養成施設の）名称 ・設置者の代表者の氏名（法人にあっては、設置者の名称） ・届出事項	・（養成施設の）名称 ・設置者の代表者の氏名（法人にあっては、設置者の名称） ・廃止理由 ・廃止年月日 ・在学中の学生又は生徒の処置

※栄養士養成施設の指定等に関する権限は、地方厚生局（支）長に委任されているため、申請書及び届出の宛先は各地方厚生（支）局長宛とすること。

主務大臣規定：栄養士法施行令第 19 条第 1 号 → 厚生労働大臣
権限の委任：栄養士法施行規則第 20 条の 2 → 厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する
法＝栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
令＝栄養士法施行令（昭和 28 年政令第 231 号）
施行規則＝栄養士法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 2 号）
指導要領＝栄養士養成施設指導要領（平成 13 年 9 月 21 日健発第 936 号）